

解説

IFRS任意適用を踏まえた
上場制度の整備について株式会社東京証券取引所 上場部企画担当調査役 かとう さとし
加藤 賢

東京証券取引所（以下「東証」という。）では、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告「四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（IFRS）の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について」（平成22年3月24日公表）¹における提言の内容や、上場制度整備懇談会における検討を踏まえ、同年4月27日に、上場制度の整備等を行うことに関する制度要綱及び実務上の取扱いの概要（案）（以下「制度要綱等」という。）を公表した²。

この制度要綱等においては、四半期決算に係る適時開示について、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点からの見直しや、IFRSを任意適用する上場会社及び新規上場申請者に係る対応のほか、支配株主による権限濫用を防止する観点から、支配株主との重要な取引を行う場合において、一定の手続を求めることなどが取り上げられている。

また、この制度要綱等に対するパブリック・コメント等を踏まえ、関連する制度改正について、平成22年6月末を目処に実施することとしているが、これに先立ち、東証では平成22年6月1日に、新しい四半期決算短信の様式及び作成要領を公表している。

本稿では、これらの上場制度の整備等を実施したもののうち、特に、IFRSの早期適用への対応という点に焦点を当てて解説することとしたい。なお、文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

1 IFRSの任意適用への
対応

IFRSについては、その普及が国際的に広く進展し、現状では世界100か国以上で採用又は将来的な採用が表明されているところである。我が国においても、平成21年6月に、金融庁企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、将来的なIFRS適用の道筋が示されており、同年12月に、任意適用を認める旨の連結財務諸表規則等の改正

が行われている。

このような流れを受けて、今後、IFRSの任意適用を行う又は検討する上場会社が増えてくることが予想されるが、これらの会社にとって、上場諸制度や関連する適時開示の実務が、円滑なIFRS導入の大きな支障となることは避けなければならない。

今般のIFRSに関する上場制度の整備等は、このような認識の下、IFRSの任意適用に伴い、当面発生することが予想される課題に対する制度上・実務上の対応を図ったものである（なお、一覧については【図

表1】を参照）。

2 IFRSの任意適用に伴う
上場制度上の対応

IFRS任意適用に対応した上場諸制度の整備を行うに当たっては、IFRSを適用した上場会社に適用する諸制度について、従来の我が国における会計基準（以下「日本基準」という。）による財務数値との調整は原則として行わず、従来と比較して著しく重要な差異や不都合が発生しない限り、IFRSによる財務諸表上の数値を既存ルールの適用に当た

【図表 1】IFRSの任意適用に伴う上場制度上・開示実務上の対応

(上場制度上の対応—新規上場)

IFRS適用会社の受入れ	平成22年3月期を直前期とする上場申請から受け入れることが適当 (※) 法定開示ではIFRSによる財務諸表の作成は既上場会社に限定 ⇒ 新規上場申請者のIFRS適用の是非が新規上場を阻害する要因とならないように東証としても対応
IFRS適用会社の上場審査時の対応	形式要件への適合状況は、IFRSによる財務諸表に基づき判断
	上場申請時に提出を求める過去の財務諸表のうち、IFRSによるものは少なくとも最近2年間に限定

(上場制度上の対応—適時開示・上場廃止基準等)

適時開示の軽微基準	売上高・経常利益・当期利益を利用	➔	IFRSでは経常利益が開示されないことから、売上高・当期利益(*)を利用することとして整理
債務超過に係る上場廃止基準等	債務超過(1期)による指定替え 債務超過(連続2期)による上場廃止	➔	(当面) 日本基準とIFRSの差異による影響のうち、主要な項目を除外して判断
			(今後) 債務超過に係る上場廃止基準等は、別途そのあり方について抜本的に検討
不適当な合併等に係る形式基準	経常利益を利用	➔	当期利益(*)を利用

(*) IFRSを適用した場合は、「親会社の所有者に帰属する当期利益」を基準として利用

(決算短信上の対応)

決算短信(サマリー情報)の開示内容	従来(実績・予想値)	➔	IFRS(実績値)	IFRS(予想値)
	売上高		売上高	売上高
	営業利益		営業利益	営業利益
	経常利益			
	当期純利益		税引前利益	税引前利益
			当期利益(*)	当期利益(*)
	包括利益			

(*) IFRSを適用した場合は、「当期利益」と「親会社の所有者に帰属する当期利益」を開示

決算短信におけるその他の取扱い	【会計上の見積り】 ・ サマリー情報において、会計上の見積りの変更有無に関する開示
	【開示項目の名称変更】 ・ その他、IFRSの条文上使用されている用語等に合わせた開示項目名の変更

り、そのまま利用することを基本的な考え方とした。この考え方を踏まえた上場制度上の対応についての具体的な見直しの概要は、以下のとおりである。

(1) 上場審査基準における取扱い

IFRS適用に係る新規上場申請に関する論点としては、まず、IFRSによる上場申請を行うことができる体制を整えている会社がIFRSによる上場申請を行ってきた場合における、

東証としての当該申請の受入れの是非という点がある。この点については、東証は新規上場を推進していく立場として、取引所における制度が新規上場を阻害する要因となることは避けるべきとの考え方から、法定開示のIFRS任意適用が認められる平成22年3月期を申請直前期とするものより、その申請を認める旨を制度要綱上、明確にした。

また、IFRS適用会社の上場審査時

の対応について、上場審査の対象となる会社を判別するための形式基準のうち、「純資産の額」及び「利益の額」への適合状況を、IFRSによる財務数値に基づいて判断することが適当である旨や、上場申請時に提出を求める過去の財務諸表について、全期間分についてIFRSに基づく財務諸表を求めることは、新規上場申請会社の事務負担が大きいと考えられることから、IFRSによる財務諸表

は、少なくとも最近2期分について求めることに止めることとしている。

(2) 適時開示における取扱い

a. 適時開示に係る軽微基準の取扱い

適時開示の要否を判断するための軽微基準に関する事項については、損益計算書(包括利益計算書)に関する基準として、現在は、売上高、経常利益及び当期純利益が用いられている。このうち、IFRSでは経常利益が開示されないため、IFRS適用会社については、売上高と当期利益を軽微基準として利用することとした。

なお、IFRSに基づく当期利益については、包括利益計算書の本表において開示される「当期利益」ではなく、非支配持分控除後の「親会社の所有者に帰属する当期利益」を利用することになる。

b. 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し

上場会社の適時開示基準については、従来、内部者取引規制上の重要事実に合わせて観点から、単体ベースで定められていたが、近年、投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態や、ディスクロージャー制度がより一層連結中心となってきたこと等を踏まえ、これを連結ベースに見直しを行うこととした。

これをIFRSの適用という面からみてみると、適時開示に係る軽微基準を連結ベースに見直すことにより、開示の中心は連結財務諸表の作成基準であるIFRSに基づく財務諸表であるのに、適時開示の判断は、異なる会計基準である日本基準に基づく財務諸表に基づいて行われるという不整合な状態を解消することにつながると思われる。

ただし、単体ベースの情報で判断する内部者取引規制上の重要事実

該当する会社情報については、適時開示がその解除要件となっていること等を踏まえ、引き続き、適時開示が必要であるものとして整理しており、この点について留意が必要である。

(3) 上場廃止基準等における取扱い

a. 債務超過に係る上場廃止基準等

現在、東証の規則上では、債務超過に係る基準として、上場廃止又は指定替えに関するものが定められている。しかし、この債務超過に係る指定替え及び上場廃止に関する基準に関する事項をIFRS適用会社に対して適用した場合、IFRSの適用初年度において、IFRSと日本基準の差異を調整したことのみをもって債務超過となる上場会社が出る可能性がある。

この点について、IFRSと日本基準の差異により一時的に債務超過の状態となった会社にまで一律に当該基準を適用することは、この制度の目的や、上場廃止や指定替えという結果の重大性を考慮すると著しく不合理であると考えられる。

したがって、当面の間は、IFRSと日本基準の差異のうち、資本合計に重要な影響を与える可能性のある主要な項目による影響を除外するなどの方策を採った上で、債務超過への該当の有無を判断することとした。なお、ここでいう「資本合計に重要な影響を与える可能性のある主要な項目」の内容については、今後のIFRSの改正の状況や、IFRSを任意適用する会社のIFRSと日本基準の差異の発生状況を勘案して適宜決定していく予定である。

また、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告においては、債務超過に係る基準について、今後のIFRSと日本基準との間のコンバー

ジェンスの進展に伴い、日本基準を適用している上場会社にも同様の問題が発生することが予想されることから、別途、債務超過に係る基準そのもののあり方について抜本的な見直しをできるだけ早期に行うことが望ましいこととされており、この点については、今後検討していく予定である。

b. 不適当な合併等に係る上場廃止基準

不適当な合併等に係る上場廃止基準は、いわゆる裏口上場の防止を目的として定められたものである。上場会社が非上場会社の吸収合併などの行為を行った結果、上場会社に実質的な存続性が認められず、かつ、一定期間内に新規上場審査に準じた審査に適合しない場合には、規則上、上場廃止となることが規定されている。

これについて、非上場会社との合併等の行為が「不適当な合併等」に該当するか否かの形式的な判定を行う際の判断基準として、総資産額及び売上高と併せて、経常利益が用いられている。しかし、上場会社及び非上場会社のどちらか一方又は双方がIFRSを適用している場合、当該会社は経常利益を開示しないことから、この代わりとして、当期利益を用いて判断を行うこととした。なお、この場合の当期利益は、適時開示に係る軽微基準と同様に、包括利益計算書上の本表に記載される「当期利益」ではなく、「親会社の所有者に帰属する当期利益」を利用することとしている。

3 IFRSの任意適用に伴う決算短信上の対応

上場会社は決算情報を開示するた

めに決算短信を公表するが、今般の制度改正により、上場会社は、IFRSを適用するか否かにかかわらず、サマリー情報については取引所所定の様式に従った開示を義務付けることとし、本稿の冒頭で述べたとおり、東証では平成22年6月1日に、「所定の様式」として、新しい四半期決算短信の様式及び作成要領を公表しており、IFRSを適用した場合のサマリー情報様式についてもこの中に含

まれている。

なお、今回公表した様式及び作成要領は四半期決算短信のみであり、通期決算短信については公表していない。これは、通期決算短信については平成23年3月1日以後最初に終了する通期決算から適用することとしているためであり、東証としては、今般公表した四半期決算短信に係る実務の状況も踏まえた上で、平成22年中に通期決算短信に係る様式及び

作成要領について、日本基準を適用した場合の様式等と併せて公表する予定である³。

IFRSを適用した場合の決算短信の様式について、日本基準を適用した場合の様式と比較した場合の主な相違点の概要は、以下のとおりである。なお、IFRSを適用した場合の具体的な四半期決算短信（サマリー情報）の様式例を【図表2】に示している。

(株)〇〇(1234)平成〇年〇月期 第〇四半期決算短信

【図表2】IFRSを適用した場合の四半期決算短信（サマリー情報）様式例



平成**年*月期 第*四半期決算短信〔IFRS〕(連結)

平成**年**月**日

上場会社名 〇〇〇〇〇〇株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札・JQ

コード番号 **** URL http://

代表者(役職名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇 〇〇〇

問合せ先責任者(役職名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇 〇〇〇 (TEL) ** (****) ****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有・無

四半期決算説明会開催の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期第*四半期の連結業績 (平成**年**月**日~平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	税引前利益	当期利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益	当期包括利益 合計額
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
**年*月期第*四半期						
**年*月期第*四半期						

	基本的1株 当たり当期利益	希薄化後1株 当たり当期利益
	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		
**年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	資産合計	資本合計	親会社の所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率	1株当たり親会社 所有者帰属持分
	百万円	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期第*四半期					
**年*月期					

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期 (予想)					

(注) 当四半期における配当予想の修正有無 : 有・無

3. 平成**年*月期の連結業績予想 (平成**年**月**日~平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売 上 高	営業利益	税引前利益	当期利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益	基本的1株当たり 当期利益 (予想)
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期(累計) 通 期						

(注) 当四半期における業績予想の修正有無 : 有・無

4. その他(詳細は、【添付資料】P.**「その他」をご覧ください。)

(1) 当四半期中における重要な子会社の異動 : 有・無

新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(注) 当四半期会計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更

① IFRSにより要求される会計方針の変更 : 有・無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・無

③ 会計上の見積りの変更 : 有・無

(注) IAS第8号に規定する会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の有無となります。

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

〈注〉

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

・ この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

・ 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信(添付資料)○ページ「業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

(1) 実績値の取扱い

決算短信のサマリー情報における実績値の開示内容として、IFRSでは開示が行われない経常利益を開示対象から除外するとともに、税引前利益及び包括利益を開示することとしている。

また、営業利益及び税引前利益に

ついては、IFRSに基づく財務諸表上は必須の開示事項としていない関係から、財務諸表上で当該科目を開示していない場合は、サマリー情報においても省略可能としている。

また、当期利益については、包括利益計算書上記載される「当期利益」のほか、「親会社の所有者に帰属す

る当期利益」も併せて開示を求めることとした。これは、サマリー情報に記載する数値は、財務諸表上の数値を記載することを前提とするが、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、1株当たり情報について当該利益を基にして算定するなど、投資判断上、重要であると考えられる

ためである。

(2) 業績予想値の取扱い

業績予想を開示する項目については、原則として、包括利益計算書関連項目のうち、実績値として開示する項目と同様の項目について開示を求めるとした。

ただし、包括利益については、その性質から予想になじまないことから、予想値の開示は不要と整理している。また、IFRS任意適用会社が行う業績予想の修正についても、予想値を開示する項目に合わせて、その対象を売上高、営業利益、税引前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益とし、包括利益は修正の対象とはしないこととしている。

なお、今回の制度改正においては、業績予想自体の取扱いについては変更を行っていない。したがって、業績予想自体については、従来どおりの開示が求められる点に留意されたい。

(3) その他

その他、IFRSでは会計上の見積りの変更についての開示も求められることから、会計方針の変更の有無に加えて、会計上の見積りの変更の有無についても記載を求めることや、IFRSの条文上使用されている用語等に合わせた開示項目名の変更を行っている。

4 想定される今後の課題

今回の規則改正では対応は行っていないが、近い将来行われる可能性のあるIFRSの強制適用に向けた既上場会社に関する対応として、本稿の冒頭で触れた上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告書にお

いて、今後東証が検討対象としていくことが望ましい事項として、以下の点が提言されている。

(1) 既上場会社に関する対応

近い将来行われる可能性のあるIFRSの強制適用に向けた既上場会社に関する対応としては、以下のとおりである。

- 国際的な活動を展開する上場会社や海外投資者比率が高い上場会社に対する関係当局と協力してのIFRSの任意適用の推進
- IFRSでは財務情報の作成に当たり、各上場会社の経営者の判断による部分がより拡大されることによる「比較可能性」の意味の日本基準の適用時からの変化について、投資者に対して十分に周知させるための啓発活動の推進
- IFRS強制適用後の個別財務諸表及び連結財務諸表非作成会社が作成する個別財務諸表の取扱いについての検討

(2) 新規上場申請会社に関する対応

2.(1)で述べたとおり、今回の制度改正により、東証としては、IFRSの任意適用が認められる平成22年3月期を申請直前期とする上場申請より受け入れることとしている。

しかしその一方で、平成21年6月の企業会計審議会の意見書によると、有価証券届出書などの法定開示においては、IFRSによる財務諸表を添付することができるのは、現状では上場会社に限られている。

新規上場の準備期間には通常3～5年程度の期間が必要となることや、近い将来、IFRSの強制適用が行われる可能性があることを考慮すると、上場申請を予定している会社にとっては、短期間のうちに日本基準に基づく財務情報とIFRSに基づく財務

情報の両方を作成するための体制を整えることが必要となり、通常に比べて時間も手間も必要となることから、このことが新規上場申請を阻害する要因にもなりかねない。

したがって、報告書においては、東証に対して、新規上場申請会社に対するIFRSによる法定開示の是非（少なくとも今後のスケジュール）について、可能な限り早期に明らかになるように関係各所への働きかけが必要であるとされている。

5 おわりに

東証としては、冒頭にも述べたとおり、IFRS任意適用を予定している上場会社にとって、上場諸制度や関連する適時開示の実務がその適用の障害とならないように、四半期決算に係る適時開示のあり方とともに、IFRSの任意適用を踏まえた上場諸制度について、今般、速やかに実施することが必要とされる制度整備を行っている。

しかし、IFRS適用への制度上・実務上の対応としては、今般の制度改正で十分というわけでは決してなく、今後のIFRS適用に向けての動向や、実際にIFRSを任意適用した上場会社の実務上の課題などを確認しつつ、適宜見直しを行っていきたいと考えている。

また、これと併せて、今後のIFRSの強制適用に向けて想定される課題として提言を受けた論点についても、併せて継続的に検討を行い、必要に応じて対応していく予定である。

〈注〉

- 1 上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告の全文及び同部会

の審議状況は、東証ホームページを参照。

(<http://www.tse.or.jp/> HOME> 制度・規則>上場制度の総合整備>ディスクロージャー部会)

2 制度要綱及び実務上の取扱い等

の概要(案)は、東証ホームページを参照。

(<http://www.tse.or.jp/> HOME> 制度・規則>パブリック・コメント>パブリック・コメント)

3 ただし、既にIFRSを任意適用

している会社及び近い将来IFRSの任意適用を予定している会社の便宜のため、当面の間、IFRSを適用して通期決算短信を作成する際の留意点を公表する予定である。

「固定資産管理実務」のポイントを

業務フローに沿って網羅的に解説!

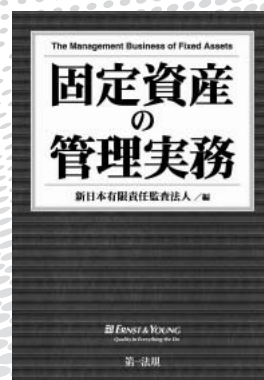
The Management Business of Fixed Assets

固定資産の管理実務

新日本有限責任監査法人 / 編

本書の特色

- 実務で発生するリスクに対応した管理手法について、事例を用いながらわかりやすく解説
- 各場面において想定される会計処理や税務処理についても解説しているので、「固定資産管理」を網羅的に検討することが可能
- 新しい会計基準の導入による影響やIFRSと日本基準の比較にも言及
- 管理様式・チェックリストなどの図表を豊富に収録



A5判・247頁・単行本
定価3,150円(税込)

詳細はコチラ →

第一法規

検索



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

ご注文はWEBからも承ります。

Tel. 0120-203-696

Fax. 0120-202-974